

児童相談所・一時保護所等の改革について②

テーマ

2 一時保護児童への支援体制の強化

背景と経緯

- 一時保護は、子供を一時的にその養育環境から切り離す行為であり、子供にとっては、養育環境の急激な変化を伴う、精神的な危機的状況をもたらす可能性が高いものであることから、子供の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが不可欠
- 一時保護所には、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされていたりするなど、様々な背景等を有する児童が入所
- 平成30年7月、国は、「一時保護ガイドライン」を発表。都はそれを受け、今年度中に一時保護要領を作成するとともに、一時保護所の第三者委員からの慢性的な定員超過により、保護所の運営に悪影響を及ぼしている等との指摘から一時保護所職員としての基本姿勢や児童への援助方法等を具体的に定めた運営の手引きを併せて改正するため、検討会を実施中

論点 一時保護のあり方・方針について

現状と課題

○都内一時保護所は、定員を上回る入所状況が常態化しており、高まる一時保護の需要にさらなる対応が必要

○処遇が困難な児童が増加している中で、一人一人の児童の状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、児童の権利擁護を図り、安全・安心な環境で生活できるよう、生活面や心理面での個別ケアの強化が必要

○一時保護された児童の権利擁護を図るため、子供の意見表明権の保障や行動制限を必要最小限とすることなど、児童の権利擁護に対する取組が必要

今後の方向性

○今後の一時保護の需要や、特別区の児童相談所設置に伴う影響等を踏まえ、一時保護所の定員を検討
○施設や養育家庭への一時保護委託の積極的な活用

○大人との信頼関係の構築や医学的・心理学的知見を活用したアセスメントの強化を図り、一人一人の児童への日常的な支援を充実
○一時保護所の改築等に合わせ、児童の年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進
○児童養護施設等の配置基準よりも手厚い、一時保護所の職員配置基準の設定を国に要望
○アセスメント力や子供の見立てなど、職員一人一人のスキルを向上

○一時保護所における外部評価の受審のほか、公平・中立的な立場にある第三者委員が、児童から相談を受け、児童相談所へ助言
○一時保護中の子供に対して児童の権利や困ったときの相談方法などを記載したリーフレット等を通じて周知を図るほか、児童の声を聴くための意見箱を設置